

『平成二十三年東北地方太平洋沖地震による特定二次標準器の校正への影響に関して「計量法に基づく登録事業者の登録等に係る規程」の特例等を定める規程（案）』に対する意見の募集について

平成23年5月27日
認定センター

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

- 平成二十三年東北地方太平洋沖地震により、独立行政法人産業技術総合研究所の計量標準総合センターの施設、機器について被害が生じ、計量法（平成4年法律第51号）第135条第1項に基づく計量器の校正業務の再開が本年7月以降となるものがあることが明らかとなりました。
- 経済産業省では、今後の校正業務の再開予定時期に応じて、計量器の校正の期間を延長する等の措置(*)を講ずることが検討されており、現在、下記のとおり意見公募を実施しております。
 - (*) 1. 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための計量法施行規則の特例に関する省令（案）（以下「特例省令」という。）
 - 2. 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための計量法施行規則の特例に関する省令第二条の規定に基づく特例特定二次標準器及びその校正の期間の告示（案）（以下「特例告示」という。）

記

（経済産業省 パブリックコメント <http://www.meti.go.jp/feedback/index.html>）

- 認定センターとしては、特例省令及び特例告示に基づき、登録事業者の校正の有効期間の延長に必要な手続き等を円滑に進めるため、『平成二十三年東北地方太平洋沖地震による特定二次標準器の校正への影響に関して「計量法に基づく登録事業者の登録等に係る規程」の特例等を定める規程』（以下「特例規程」という。）を制定いたします。

つきましては、特例規程(案)について広く国民の皆様からご意見をいただきたく、意見の募集をいたします。ご意見のある方は、認定センターホームページに掲載しております意見募集要領に従い提出していただきますようお願い申し上げます。

2. 意見募集の対象

『平成二十三年東北地方太平洋沖地震による特定二次標準器の校正への影響に関して「計量法に基づく登録事業者の登録等に係る規程」の特例等を定める規程』（案）

<参考資料>

- 資料 1 『平成二十三年東北地方太平洋沖地震による特定二次標準器の校正への影響に関して「計量法に基づく登録事業者の登録等に係る規程」の特例等を定める規程』（案）の運用について
- 資料 2 特定二次標準器の経年的な変化に起因する標準不確かさを特例期間に応じて推定する場合の具体例（経済産業省の計量行政審議会計量標準部会（平成 23 年度第 1 回）における配布資料の別紙 4）

3. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

平成 23 年 5 月 27 日（金）～平成 23 年 6 月 15 日（水）必着